

第三章 産業 経済

五 災 害

(一) 風水害・旱害その他災害

藩政中期災害

洪水は農民の被害のみでなく、禄米に依存する武家階級にとっても大きな傷手であった。さればこそ、軍事政治の記載に満たされている渭水聞見録、蜂須賀家記の類にも述べられてあるわけで、繁をいとわず、年代を追って記してみる。

万治二年(一六五七) 大風洪水。

寛文二年(一六六二) 六月二十九日より七月二日まで、御国大風雨。

延宝元年(一六六三) 九月十三日勝浦地方大水。肥前・筑後・備前・備後・播磨・因幡・美作・阿波・讃岐・土佐・

伊予大水。(萬天日録)

延宝二年(一六六四) 八月十七日自晡時大風、終夜且高潮、五十年来無之大風、四国中国九州各大風高潮、唯肥前・

佐賀無別事。(山鹿素行日記)

延宝六年(一六六八) 天候不順、四国九州洪水。

貞享四年(一六八七) 九月九日、大風洪水、田島大いに損ず、諸士徴求の半を減ず。(阿波志・蜂須賀家記)

元禄二年(一六九六) 八月、勝浦川大いに溢る(阿波志)。芝生川決す。多田助右衛門七十余町の新田開発。

元禄十四年(一七〇二) 七月大雨、十日より三晝夜に及び、吉野川筋大洪水、特に穴吹付近被害甚大、舞中島全戸流

失。(名東郡史・高原村史)

同年八月十六日より十七日、阿淡両国大雨洪水(阿淡年表秘録―以下年表秘録)

元禄十六年(一七〇〇) 大雨、大洪水(名東郡史)

享保六年(一七二二) 八月十日十五日、御国風雨洪水につき九万九千九百五十五石余御損亡、流家九十九軒、流死男八

女一馬三十四匹牛六十八疋(年表秘録)

享保七年(一七二三) 六月より八月に至るの間、屢々大雨禾を傷い、人家四百三十余戸流失(蜂須賀家記―以下家記)

六月廿三日、御国風雨洪水につき、御地高八万三千三百七十五石余御損耗、潰家三百一十一戸、溺死男一、流

死牛馬六疋(年表秘録)

七月十日、御国風雨洪水につき、御地高五万三千六百十石余御損亡、潰家四十棟流家五戸、溺死男二、流死

牛馬三疋(年表秘録)

八月廿三日、御国風雨洪水、御地高三万七千五百六十六石余御損耗、潰家九十三戸溺死男二女一(年表秘録)

この年の洪水で、貞光町太田の小島、穴吹町舞中島、阿波町岩津を四国山地から切り離したという。

享保十一年(一七三〇) 洪水大旱且蝗害加わり、禾を傷うこと九万六千九十石(阿波志)

享保十三年(一七三二) 九月十四日、阿淡両国大風雨大水、潮溢れ稲作被害多し、九万四千五百五十余石。

(阿波志・家記・渭水聞見録)

享保十四年(一七三三) 九月、暴風雨大水、農作被害二十三万余石(阿波志・家記・渭水聞見録)

八月十九日と九月十四日風雨、御地高十七万四千三百七十五石余御損亡(年表秘録)

享保十五年(一七三〇) 九月、阿淡両国風雨、霖瀝、耗損賦税十二万七千五十余石(家記・渭水聞見録)

第四節 農 業

第三章 産 業 経 済

那賀郡飢饉、八月幕府諸藩に令して毎歳粟を蓄えしめ、以って凶荒に備えしむ。(家記)
享保十六年(一七五〇) 秋八月、阿波二州大暴風雨、農作被害十二万七千五百九十九石 (家記・関見録・阿波志)

八月十一日御国風雨ニ付御地高十万七千三百六十八石余御損亡(年表秘録)
元文三年(一七三〇) 四月六日助任橋大破につき幅五尺七寸狭め掛け直し。

六月二十六日、洪水河堤を決す。(家記・池田町史) 御地高七万三千四百九十五石余御損亡、流死一人 (年表秘録)

八月十二日および十七日御国風雨洪水、御地高六万九千九百九十九石余御損亡、流死男一・牛六疋 (年表秘録・家記)

この年勝浦川氾濫し田浦へ大潮入り、立毛潮枯れ。

元文四年(一七三九) 八月五日御国風雨出水御地高壹万七千九百八十四石余御損亡、流死崩死人男四・女四、馬一疋 (年表秘録)

寛保元年(一七五二) 御国風雨出水ニ付御地高九万貳百六十九石余御損毛

延享三年(一七五六) 八月、風雨甚し(家記)

宝暦六年(一七五九) 九月、暴風雨傷禾、この頃連年災害を受け上下ともに苦しむ(家記)

宝暦七年(一七六一) 七月十七日洪水、七月二十六、二十七日また大風雨、田畑被害板野郡全村におよぶ。(家記)

板野郡誌) 板野郡全村水害で年貢御免七月廿六日御地高九万貳千四百四十石御損毛(年表秘録)
藩は国中に儉約令を出す。(板野郡誌)

鴨島町牛島に監物堤(乗越堤)が築かれたのはこの年。(明治以前日本土木史)

宝暦九年(一七五九) 正月、国中に令して、御藏地給知共年貢御免、奢侈を痛禁し、務めて儉約に従わしむ。

宝暦十一年(一七六一) 七月、水旱の姿に備えて諸郡に倉を造らしめ、年々米粟を貯え二十五万石に充てば新しきと
とりかえる。

藩主蜂須賀重喜および夫人若干金を出し、国中に命じて(藩士の中負債のある者および甚だ窮乏の者は除く) 七年を限り、間錢を納れしめその用を助く、真杉慶右衛門、林丈助等この事を掌る(家記)

明和元年(一七六四) 八月風雨洪水傷禾、四月洪水麦枯れ、六月暴雨、八月霖雨共に傷禾(家記)

明和二年(一七六五) 四月洪水麦枯死(酉の年の大水という。(勝浦郡志) 六月暴風雨傷禾、八月また霖雨洪水、しかも六月より八月にかけて大旱禾枯る。国用支えず借金を幕府に請うて允されず(家記) 五月より七月にか

けて「明和の饑饉」あり。明和年間に鶴岡新田用水溝なる(勝浦郡村誌)

明和の飢饉とその後十年間

明和七年(一七七〇)五月から閏五月、六月七月に至る四か月の間雨降らず稲が枯れた。板野郡誌によると数年にわたって禾穀登らず、百姓一同窮乏して拝借米を歎願した数が板野郡板東村(現大麻町)だけで百十戸、翌八年もまたまた飢饉、百七戸が出願し同九年には「メイワクの年」という語呂を忌んで安永と改元したが、大洪水のため藩士に俸禄の半分を三か年支給できない有様となった。(明和七、八兩年飢御扶持方相渡扣帳によれば一人前巻合宛銀札にて七十五匁かへ七年度は二月十五日より三月十五日まで支給、八年分は期間不詳)(土成町公民館所蔵)

安永元年(一七七三) 夏大水(家記)
御地高一万七千四十二石余御損亡、潰家四軒、流家一軒、八月二十日、二十一日御国風雨洪水、御地高十一

第三章 産 業 経 済

万七千八百八十一石余御損亡、流死家倒れて相果候男女八十六人、同牛馬三十一疋、流失家七十軒、倒家厩并牛屋共九千六百七十四戸（年表秘録）、封内連款用度給せず、ここにおいて藩士の俸禄は三年を限って半分を収む。（家記）

安永三年（一七七四） 夏秋洪水。（家記）

六月二十三日御国風雨出水、御地高三万八千九百八十五石余御損亡、九月一日二日御国風雨出水御地高二万八千九百三十五石余御損亡（年表秘録）、以後天明寛政年間にかけて洪水と旱害のない年がない。藩士の俸禄は以後四年の間十分の六を減ず。（家記）

安永四年（一七七五） 旱天水害、当夏中永雨五月五日、五月十九日、六月四日洪水。七月三日風雨出水にて地高三万六千三百四十四石余御損亡。（年表秘録）

安永五年（一七七六） 旱天水害。（阿波国最近文明資料）

安永六年（一七七七） 旱天水害。（右同）

安永七年（一七八一） 八月八日より三日にわたり風水害（板野郡旧記）、御地高四万三千九百石余御損亡。（年表秘録）

安永八年（一七八五） 旱天水害。（阿波国最近文明資料）

天明の飢饉以後の約五十年間

藩政時代の第二回目として後世に伝えられているのは天明の飢饉で、五か年連続の凶年である。

「天明三年九月命を下して痛く奢侈を禁ず、冬命じて勝浦・那賀・海部・美馬・三好諸郡の貧民にめぐみ貸す」と二万三百八十余人、八か年凶作相続き封内飢饉公庫虚乏以て賑救するなし」と峰須賀家記に記してある。

天明元年（一七八一） 丑年の洪水、御地高八万六千六百六十四石余御損亡（年表秘録）。徳島市文六寺領の百姓が代官に歎

願書を出した文が「勝浦郡志」中編二三六ページに載っている。

奉 願 上 覚

一 去ル七月廿七日之大水ニ居内新物成之内少々之堤御座候処一田堤切内間（一）田地川成毛付ケ相調不申候、其上右堤下床堀レニ罷成、難義仕候並宮井川筋岸一田堀、往来等も相調不申、私扣之田内地内（二）往来ニ仕迷惑仕候、右場所御見分被為仰付被下候ハ、難有可奉存候 以上

願 人 源 次 郎 印

丑十月廿六日

頭百姓 林 之 丞 印

幸 兵 衛 印

業

天明二年（一七八三）天明七年 連年洪水。吉野川では高知県境から山城谷字川口まで山のような波が立ち、土佐の流材が「アバ」を切って散乱流出し、被害が多かったため、沿岸住民から土州木材流送禁止を望む声高まり、阿波藩では土佐藩へ流送禁止を通告し、ここに阿土両国間に「土州木材流送事件」が発生して以後天保十一年（一八四〇）まで約六十年間係争した。

桑野川下流でも富岡町西のユルが壊れ、富岡町一円の大洪水となる。（富岡町志）

天明五年（一七八五） 三月二十七日風雨洪水、御地高十万六百十四石余御損亡。（年表秘録）

勝浦川沿岸でも五十余か所で堤防が破れ、（勝浦郡志）富岡では家屋の浸水多く（床上約三尺八寸）人畜の死傷が甚しかった。鮎喰川では島田の堤防決壊。

阿波郡では日開谷川左岸の堤防が破壊され附近の畑地は積となり、藤太夫須賀は一面の浸水をみた。

第四節 農

第三章 産 業 経 済

「家記」によれば、洪水の災に罹った者に賑恤したとあるが、藩政末期において人心に暗影を投げかけたことは蔽うべくもなく、かくて庄野太郎の「芳川水利論」となり、後藤庄助の「吉野川水利存寄奉上申書」となつて藩へ上書され、吉野川鮎喰川堤防修築の機運となつた。

天明六年(一八二六) 大水(神山村史) 御国風雨洪水御地高十三万七千五百六十七石余御損亡。(年表秘録)
天明七年(一八二七) 四月二十五―二十六日御国出水につき御地高十四万八千四百五十五石余御損亡(年表秘録)

秋、那賀川大洪水があり、中野島地方惨禍を蒙つたが、特に北岸地方大被害を受け、古毛・明見・岩脇・古庄・西原・高田の七か村組合で受け持っていた堤防管理が、負担に耐えぬところから、新たに立江・坂野・島尻・大場・宮倉・葉浦・中庄の七か村を加わえ、翌天明八年正月起工五月に修築がしまつた。

寛政三年(一七九二) 秋風雨出水御地高四万四千百石余御損亡(年表秘録)

寛政四年(一七九三) 七月十九日板野郡地方大水害、堤防数か所破損し、大豆皆無同様、稲五分作、神社の倒木田畑川成も多く、いずれの神社も秋祭礼ができず。(板野郡誌)

寛政七年(一七九六) 七月八日、御国風雨出水、御地高十三万六千六百石余御損亡。(年表秘録)

寛政八年(一七九七) 七月十五日、中国・四国・近畿・中部・関東地方大風雨、洪水。(日本気象資料)

寛政十年(一七九九) 五月十六日、十六日より雨降り、夜九ツ時分よりことのほか大雨、十七日朝六ツ時分より大水、四ツ時分より雨晴る。去る丑五年八月の大水に同じ。田地ごとごとく疼あり。去年まで作り方励み働き

居申候処、この大水に田地も疼、はや運命つたなきと思う。(正方私記・三岐田町史)

寛政十一年(一八〇〇) 八月十九日九月七日、御国風雨出水、御地高四万六千八百五十七石余御損耗。(年表秘録)

享和元年(一八〇一) 八月十九日より二十日まで風雨出水、那賀川流域甚しく、坂野村では、往還二百間の道崩れと

二百十二間の大手堤が切れた。(坂野村史)

文化元年(一八〇四) 七月廿六日風雨洪水御地高七万九千余石御損亡、流失男四・女三馬十一疋・牛七匹、

八月廿九日御国風雨出水、御地高六万六千八十式石余御損亡。潰家即死男十一・女十、流死馬七疋・牛二疋、

潰家流家千五百八十六戸(年表秘録)

那賀川下流堤防九百メートル欠壊、翌二年三月より七月にかけて修築。

文化四年(一八〇七) 当秋御国風雨虫刺等にて御地高八万七千五百九十八石余御損亡。(年表秘録)

文化五年(一八〇八) 閏六月十九日御国大風雨出水、高十三万四千六百七十四石余御損亡。(年表秘録)

文化六年(一八〇九) 八月夏旱、秋洪水、名田(鮎喰川下流)の堤防が築かれた。

文化八年(一八一) 三月四月雨降続きて苗痛み、夏旱魃・虫刺等にて御地高八万八千九百石余御損亡。(年表秘録)

七月勸農普請奉行伊沢早蔵・玉川上水・利根川沿岸工事を視察研究して帰国、藩の直営工事として那賀川沿岸の堤防用水改修の事にあたる。これが「万代堤」である。

文化九年(一八一三) 夏秋風雨出水、御地高十三万七千六百石余御損亡。(年表秘録)

文化十二年(一八一五) 御国七月六日より八日まで風雨出水、御地高五万五千九百三十九石御損亡、流死男二人馬

二疋。(年表秘録)

文化十三年(一八一六) 八月二日風雨洪水、当秋度々風雨出水、御地高十六万三千二百二十二石余御損亡、流死男九人

(年表秘録) 海岸に高潮襲来(家記) 特に板野郡の沿岸各地では荒潮打込み、稲の大半は立枯れとなる。

(板野郡誌)

第四節 農 業

第三章 産 業 経 済

文化十四年(一八七) 九月九日夜御国風雨出水にて御地高二万七千三百三十石余御損亡。(年表秘録)

文政元年(一八〇) 七月十四日十五日風雨出水御地高一万二千二百十六石御損亡。(年表秘録)

文政二年(一八〇) 十二月十六日御届、今年御地高三万三千百六十六石余御損亡。(年表秘録)

文政三年(一八〇) 当夏秋御国風雨御地高八万七千三十石余御損亡。(年表秘録)

文政四年(一八三) 八月八日御国風水害、御地高六万八千六百六十四石余御損亡。(年表秘録)

文政五年(一八三) 十二月十九日御届、当秋毛早損・虫害・風水害等にて御地高二万四千七百四十六石余御損亡。

(年表秘録)。阿波郡旱害

文政六年(一八三) 八月、夏旱害秋洪水。(家記)

文政十一年(一八三) 八月、暴風雨、禾を傷む。(家記)

文政十二年(一八三) 丑年の大流れ。

天保の飢饉

天保四年から五・六・七・八の五か年連続の凶年、日本凶荒史考によれば、天保四年関東では夏裕を要するほどの冷害、東海道の六分七厘を最良とし、東北は三分五厘二毛の収穫、翌五年は平年作、六年はまた冷害・蝗害・七年近畿地方では六月に冬服を用いる大異、盛夏暑気を感じること稀で早寒となり、山陽・南海の五分五厘を最良とし、山陰・関東は三分二厘、奥州は二分八厘、この時貨幣粗悪のため価値が下落し、諸物異常の暴騰を来たしついに八年二月大塩中斎の乱となった。

川内村史によれば「八年早魃打続くこと甚だしく田圃に灌ぐ水に窮し土瓶に井戸水を入れて稲の根元に給せ

第三章 産 業 経 済

- 一、御小家式間、四十五間宛 南新居村 二ヶ処
- 一、同新小家式間、拾五間宛 同村 右同
- 一、同式間三拾間宛 高崎村 三ヶ処
- 一、御用所 壱ヶ所
- 一、請私役所 右同
- 一、釜家粥焚所 右同
- 一、米搗小家 右同
- 一、番非人請所小屋 右同
- 一、雪隠 右同
- 拾ヶ処
- 合人数四千人余御座候
- 一、賄人数合七万八千六百貳拾人
- 米合百五拾五石五斗貳升壹合
- 稗粉合百三拾六石七升九合
- 御手当米 黒米合拾壹石貳斗四升貳合六勺
- 諸役人賄米に指繼申分、同四石貳斗壹勺
- 但、酉八月廿八日より十月廿七日迄
- 日数六十日程之処、御救米惣都に而
- 一、塩四十六俵
- 諸方奇特人より、指出来り申分施
- 一、御上より黒薬並丸薬 諸方奇特人より差出申分、同断

右之通御小家出来成米貳百石稗貳百石言人分朝夕言日米貳合宛粥に焚立並禪之義は粉に挽立昼壹度壹合宛相施候様被仰付就而者諸役人裁判出張仕去る八月廿八日より執行数千人に相及人別粥請物等所持不仕候者共御座候に付而は相混受物等指遣候

義も難行届候哉には候得とも先千人計之処相調、茶碗器之類所持不仕候者共へは差遣候得共追々人数相増し難行届候様相見へ候に付右小屋立候所式間宛に仕切、壹ヶ所貳拾人詰と相極め、貳拾人之食用入候手桶之類壹ヶ所壹ヶ宛相渡置粥差遣候節におゐて前頭之懸手桶に入渡右人数之内頭立候者ニ申付平等に配当仕候様取行届申義に御座候

一御小家人之者共病人之義者丸薬等相持手当仕候得共病死仕候者共之義者例毎之通見分之上仮理に仕置時々御注進申上候、取捨方之義は居村迄に而者迷惑成候義等有之に付近村廻に取埋候哉に奉向上申出之通御間届被遊仰付候、都合百四十四人病死仕候、内穢多死骸之義は高崎東名東両村穢多三味へ取隠候様可被相心得旨被仰付候

右之通今度御仁恵を以て御国民始め他国表通り懸り之者共御救被為仰付候に付而は面々江裁判方被仰付執行候処彼是人数四千人余之義に御座候、右之次第為後年荒々相記置候者也

天保八酉年十一月

- 東名東村与頭庄屋 佐藤 惣右衛門
- 富田浦 右同 富永 茂右衛門
- 早測村 右同 後 藤 善 助
- 津田浦 右同 松 江 島三郎
- (阿波藩民政資料 三九六ページ)

第四節 農 業

天保八年丁酉

大磯鐘御救木屋入人数御引込内分帳(國府町 早測後藤捷一蔵)

一 人数頭四千九拾三人

但八月廿八日より九月廿九日迄御木屋入惣人数

内 百四十四人

此内 貳拾六人

百拾人

病死

他 國 者

御 國 者

第三章 産業 経済

千百四拾五人
但取調田宅相扣親類等有之仮成に稼相調候分
此内 貳百貳拾參人

其 他
婦村致候者

同 四拾六人
同 百七拾九人
同 三拾三人
同 六拾七人
同 百七人
同 一人
同 三人
同 八人
同 四人
同 百八拾八人
同 四拾三人
同 五拾五人
同 百八拾八人
同 六百九拾九人
同 但御木屋入以來抜婦候分
同 貳千百五人
但九月十三日より諸郡組頭庄屋組切取調帳面を以引渡候分
此内 五百拾八人
同 百拾人

名 東 郡
名 西 郡
其 他
市 中
阿 波 郡
麻 植 郡
美 馬 郡
三 好 郡
海 部 郡
那 賀 郡
勝 浦 郡
板 野 郡
名 西 郡
名 東 郡

往來手形所持四圍辺路先々修行仕せ候分
他国無切手者船送り又は境目追払候分

第四節 農 業

同 五百八拾三人
同 六拾一人
同 百七拾五人
同 百拾八人
同 拾八人
同 拾五人
同 貳人
同 拾貳人
同 百七拾四人
同 三百拾九人
同 同 三百拾九人
同 同 四千百五拾九人
同 同 貳千貳百五拾九人
同 同 貳拾四人
同 同 三百六拾貳人
同 同 六百九拾九人
同 同 百拾人
同 同 貳百四拾參人
同 同 貳拾六人
同 同 三百六拾貳人
同 同 八人

板 野 郡
勝 浦 郡
那 賀 郡
海 部 郡
阿 波 郡
麻 植 郡
美 馬 郡
三 好 郡
市 中
其 他
御 國 者
御家中寺院御家来
市中之者
抜婦之者
病 死
他 者
同 病 死
其 他
同 病 死

右之者御救木屋入人数御引私内分ヶ仕指上申候 以上
酉十一月(天保八年)

三好郡においても賑恤が行なわれた。

天保八年春救助銀文書左之通指出候者相都候帳面逐々披見候、随而急々取都困窮人共へ渡方無油断可_レ遂了簡_レ候夫々相渡候得_レ例毎之通、受取印形為_レ仕可_レ指出候、以上

二月二十八日

三 間 勝 蔵

三好郡中与頭庄屋共方へ銀札三貫二百匁東西井内谷八百八人分三好郡全体銀札二十四貫九百七十匁二分五厘但し此分先達而御手当願出候に付申付候方へ可_レ相渡候 (井内谷村史)

陰 徳 倉

藩主は各村々に命じて穀倉を造らしめた。備荒貯蓄として、幕府の松平定信の施策を用いて、毎年収穫の新米の初種を蓄蔵し、凶作の時これを分かち与える方法で、名西郡矢野村奥谷にも初倉があり、徳島市万代新田に陰徳倉が設けられたのもこの頃である。

陰徳倉は、富商結社して月に若干を出金し糶米をもつて凶飢に備えたもので、天保五年甲午五月に始まり翌六年五月官營として富田川の北丁に設けた。

天保十四年(八四三)

七月五日六日の昼夜大降雨、七日洪水(これを「七夕水」と呼んだ)吉野川大洪水となり、

特に板野郡では五十年來の大水といわれ流家多し。(板野郡誌)勝浦川でも一丈五尺に大増水、丈六寺「一

の門」の下手で破堤、四人溺死、田浦でも破堤して十五戸流失、三十余人溺死、年貢上納高六百余石の場所、

砂入所となり、西須賀村では堤防破壊のため数日間湛水、住民の困窮甚しかった。(勝浦郡史、川内村史)

弘化四年(八三三)

七、八月大風雨、勝浦川吉野川著名の大洪水となる。(家記)

翌嘉永元年六月廿九日の文書に

昨年末七月十四日風雨出水之義ハ近年之大水ニ而先年五十八九年已前寛政三亥年八月之大水鮎喰川左右ノ堤數ヶ所破損仕御積難相立程之大疼ニ御座候所、南北東より數万人之御手伝に而左右堤一時に出来仕候義に御座候
昨年之出水は右出水後の大水に而御座候所此度之堤御普請御出来成居不申候はば已前と違年々川敷高罷成居申故、左右堤一円水越に相成手当等難行届、左右村々一円一時に亡所仕より外無御座候 (国府町史資料)

とあるから、寛政三年已來の洪水であったことがわかる。

嘉永二年(八三〇)

七月、大風雨、八日より十日におよび十一日に至りて止む。(酉年の大水)阿波全土の大風雨

で被害甚大、鮎喰川の堤防十三か所にわたって決壊し、濁水は徳島城下に溢れ、多くの人家が流れ、前代未聞と伝えられる。(家記)旧吉野川では板東で約一八〇メートル破堤、川内町でも三十三か所破堤、麻植郡

川田の堤防も破れ二五〇人の死者を出し、板野郡で流家五十六戸、稲毛損傷少なからず収穫平年の六分くら

いという。(板野郡誌、川内村史)

藩士の禄十分の三を免じ、吉凶の礼を簡素にして諸経費の節約に努めた。(家記)

嘉永三年(八三二)

九月二日大風雨洪水(家記・日本気象資料)

嘉永四年(八三三)

四月大水、水嵩深く被害甚大(板野郡誌)

嘉永五年(八三四)

七月廿一日風雨出水、これを子の大水という。

安政二年(八三五)

大暴風雨

安政三年(八三六)

八月一日大暴風雨阿波洪水(これを八朔水という)勝浦川沿岸の被害甚大と伝える。

安政四年(八三七)

七月一日大暴風雨、未曾有の風雨といわれ、南北の郡々潰家多く怪我人多数ある旨江戸將軍の

(勝浦郡誌)

耳に達した。去る寅年（嘉永七年、十一月改元、安政元年となる）より引続きの災厄で人々に儉約を命ずるとともに、難澁の者へ鳥目二百貫目を下げ渡した。（名東郡へは銀札四十三貫四十目）名東郡では早瀬・府中・和田・矢野・延命の五か村で地高二千六百三十八斗六升三勺八才の内、七百石八斗一升一合四勺御損亡、潰家居宅九十四戸、半壊居宅二十八戸、潰納屋三十九戸、半壊納屋二戸、氏神一か所、倒木五本、怪我人男一、非人小屋三戸（国府町史資料）三好郡では死人二百五十人を出し、（三好郡史）板野郡でも建物・瓦大損、居宅の萱吹取られ困却する者多く、平石与頭庄屋橋本米蔵の十七か村で六百余戸潰家と「板野郡誌」は記し、那賀川筋では大野村において倒壊家屋五十六戸、立善寺清水では卅二戸、西方で廿二戸、明谷で卅戸の倒壊があった。三好地方の里人も頗る肝をひやしたという。（三好郡足代村教法寺記録）

安政七年、萬延元年（二六〇）五月十一日より十六日まで七日間大雨降り続き、洪水となって國中大半浸水という。別宮川筋名西地方大洪水、七月十一日と二十八日にも連続して大水・大風・突浪・高潮によって青毛立、徳島より撫養に至る海辺の被害二万五千石、撫養塩浜大荒れ、岡崎十人衆家潮に引かる。（板野郡誌）徳島より南方海部に至る被害五万石余、年貢御免となる。さらにその年八月五日より三日間の豪雨で吉野川堤防切れ、下流川口の川内村では濁水天井に達した家も多く三十五人水死（川内村史）

文久三年（二六三）午の八月十二日夜、板野郡板東地方の谷川、非常の増水を見、堤防決壊三十余か所（延長ほとんど六百余間）田畑砂入荒地となったが、夜間であったために被害が大きかったという。

慶応二年（二六六）八月一日より七日まで霖雨昼夜降り続き、七日夕には、大水となり、阿波国内ことごとくの河川が六、七、八の三日間未曾有の大氾濫となり、夜間であったために手のつけようなく、ほとんど各郡を浸し、人畜の死傷甚しかった。このため良田は変じて砂積となり、秋の穫入れを失なうたうえに貨幣の変動が

あり、物価騰貴して諸民困憊した。これを「黄の大水」と呼び、今に至るまで人心を寒からしめている。吉野川下流においては、阿波の北山から南山まで濁水のため一の屋根もみえなかったと伝え、板野郡板東・津慈・川崎の堤防が破れること三十余間という。板東・萩原は谷川溢れて怒濤を起し、数人の死者を出した。（板野郡誌）

〔注〕第四節四例参照

（二）防 水 築 堤

古い時代には水源地に原始林が生い茂り、保水力は強かったはずであるが、時代の進展とともに木材の伐採が増加して、わずかの雨にも氾濫するようになった。しかも一方、水田耕作が主となるにつれ、人々は低湿地に近い場所に、集住するようになったから、洪水の害は一層甚しいものとなり、農民は毎年のように繰り返される洪水に対して「運命」と考え、半ば諦めの姿でさえあった。

吉野川下流域の地形を大観すると、北岸は複合扇状地で比較的高く、南岸は低い。したがって洪水の被害も南岸に多くみられたわけで、石井町監畑付近が被害の中心地であった。

この吉野川洪水に対する堤防は五百年前の文安年間（一四四一—一四四六）、細川勝元が、麻植郡山川町字坂田から、川島町字字との境に、土をかきよせて造ったものが最も古いものといわれ、そのほかはほとんど約二五十年前頃から、簡単な、かきよせ堤を造ったものらしい。宝暦六年（一七五七）麻植郡鳴島町字牛島付近に造られて今に残る「監物堤」（稲垣監物の築造で、監物は農民を督励し、無理を押し一夜の中に成就せしめたが、功成つて後、堤上に屠腹したという）もその一つだという。為政者も毎年の洪水にその対策がなされなかったのではないが、

この洪水によって、上流から流し来たった肥沃土が、藍作に良い利益をもたらしたので、洪水被害の大を知りつつも、大規模な築堤をしなかつたと考えられ、藩の財政もこれに伴なうもの一つつまり財力に不足を感じたからに相違あるまい。

しかし現今河堤に多くみられる竹藪は、すでに藩祖蜂須賀藩が鮎喰川の流路を今日のごとく変更して（従来は入田一宮を経て東へ流れ、庄村の山麓に沿うて佐古に出で、田宮川に合流）藩堤を築き竹藪をもって堤を護つたのにもみられるが、藩政時代には多く竹藪を作つて洪水の被害を防いだことが今に三好美馬地方、吉野川堤防に多く残っている。（美馬郡貞光町の山王堤のごときもその一つ）

藩政家が治水に努力した事業に園瀬川の分流がある。園瀬川は佐那河内から東流して市原橋本の間を貫き、夷山の下を流れて三条川となつて津田口にそそいだ。家政はさらに法花川を穿つて園瀬川の水を引いたが、それが今は園瀬川本流となつてもとの本流は三条川すなわち冷田川となつて支流の姿を留めているが、この川によつて付近の農作の便を得たこととともに、洪水の被害を少なからしめたのである。

なお保安林の育成・保護については第三章、第五節保安林を参照してもらいたい。

三 旱害と虫害・冷害

藩政時代における饑饉は、洪水とともに、旱魃と虫害によるものが多かった。

元和元年（一六〇五）の飢饉（板野郡誌）。元和五年（一六二〇）凶作疫病流行、寛永三年（一六二六）大旱、寛永九年（一六三二）旱魃有司に命じて窮民を賑恤（家記）。寛永十九年（一六四四）飢饉、延宝二年（一七〇四）凶作飢饉、那賀郡特に甚しくて飢民に御救扶が下された。延宝八年（一六六〇）不作飢民多かつた。天和元年（一六六〇）風雨飢、去秋風水、冬嚴寒、雪多く諸

国荒飢凶作となる（高原村史）。穀価騰貴して窮民飢餓するもの多く、就中京畿地方最も甚しく（日本凶荒史考）、翌天和二年（一六六二）には京師阿波飢饉、特に勝浦、那賀、阿波郡は大飢饉となる（池田町史・井内谷村誌・勝浦郡志・阿波郡誌）。天和三年（一六六三）阿波国また大饑饉（井内谷村史・勝浦郡志、宝永七年（一七〇〇）大旱飢饉、正徳元年（一七〇一）那賀飢饉、正徳二年（一七〇二）冬飢饉のため、御蔵・給知の百姓二百五十余人に米麦五石余を賑給した。享保二年（一七二二）那賀郡日での害を受け（那賀の教育）、翌享保三年（一七二三）は阿波大旱（大日本貨幣史）、享保九年（一七三〇）夏（御地高、十六万千七百七十石余御損耗）、翌年また大旱御地高十一万六千三百三十石余御損耗（家記）享保十一年（一七三六）夏阿波二州大旱且蝗傷禾九万六千九十石（阿波志）、享保十七年（一七四二）九月西国・中国・四国大蝗禾を害し大飢饉となる。これ近世における三大飢饉の一つという。「日本災異志」所載、草間伊助筆記によれば、

「今年正月より六七月までは、風雨時に従い、五穀共豊熟に見え、無難に有之候処、七・八月に至り西国（九州）四国中国筋すべて稲虫一時に生じ、次第次第に五畿内迄も移り、此虫後には大きに相成り、こがね虫の如くにて、悉く稲を喰い枯らし申し候。一夜の内に数万石之稲を食い、田畑夥敷損亡有之、士民飢渴に及び、西国筋より五畿内大坂辺り迄、道路に倒れ候者数知れず、米価追々高値に相成り、大までも病みつきて、人民に喰みつき、人損じも多し。」

とみえている。この年阿波西国で蝗による損害は六万三千九百五十石に及んだ（阿波志・聞見録・家記・年表秘録）。かくて、享保十三年から続いて起こつた水害とともに、農民に大きな被害を与えた。

享保十八年（一七三三）には、去年よりの飢饉で、西国四国中国の飢人総じて九万五千（九万四千九百人）といわれた。明和七年（一七七〇）阿波国旱魃で、御地高十三万九千九百石御損耗（年表秘録）この明和の不作に板野郡板東村の百姓一同が窮乏のため拝借米を歎願した文書が残っている。

第三章 産 業 経 済

一 其村拝借米之儀に付、御用候条、其方並五人組共之内卷人頭百姓菅向人召連れ来る七日四ツ時可罷出候 以上
十一月四日

板東村庄屋 近藤 治右衛門方へ
五人与共へ

覚

一家数 百拾軒 板野郡板東村

内 九拾八人 極飢御役負人

内 九人 中飢御役負人

三百十三人 極飢御役外男女

内 三十九人 中飢御役外男女

右は当村飢人共御見分被遊右之通相違無御座候に付書出仕指上申候 以上

板東村庄屋 近藤 治右衛門

同村五人組 清兵衛・弥吉郎・仁兵衛・弥兵衛・和助

加藤喜代次様

天明二年(一八二二) 凶作。

天明四年(一八二四) 飢饉、秋凶作、翌五年、六年と凶荒飢饉が続いた。天明は九年正月二十五日寛政と改元された

が、「天明は食うや食わずで八九年、もうこれからはたとと食わんせ(寛政)と口ずさむ者があった。

寛政六年(一七九四) 大旱。

寛政十二年(一八〇〇) 飢饉。

文化元年(一八〇四) 凶作、今年封内不登(家記)。

文化二年(一八〇五) 七月末日より御国虫付連雨につき御地高三万五千七百石余御損耗(年表秘録)。

第四節 農 業

文化三年(一八〇六) 五月六日阿北地方旱害、脇町ことに甚しく御地高十万三千五百石余御損耗(年表秘録)。

文化十年(一八一三) 御国当夏旱魃稲痛並に秋虫害、御地高五万六千六百五十九石余御損耗(年表秘録)。

文政六年(一八三三) 当夏御国旱魃並秋毛虫害御地高七万五千八百五十五石余御損耗(年表秘録)。

文政七年(一八三四) 旱害。

天保三年(一八三三) 旱害。

天保六年(一八三五) 夏秋の頃霪雨甚だしく、二百十日は東の大風が吹き荒れ、後になって西風となり吹返し、その

ため稲毛は全部白穂となって収穫皆無の状態となった所が多く餓孚夥しといわれ、翌七年また凶歌で天下大いに困憊した(名西郡誌)。

天保八年(一八三七) また饑饉鳴門市里浦支所には、この時の飢人救助米を出した「名面附帳」が残っている。洪水が加わった上に蝗害重る(富岡町志)。

天保八年の夏の相場

新麦の打ち崩し 百六十五匁

皮きた儘の大麦 百六十五匁

裸麦 百八、九十匁

稈 麦 七、八十匁

この大飢饉には国中惨状を呈し、木の実・草の根まで奪い合って採って食うたといひ、路傍には青い草は一茎もなくなくなって、古筵にかじりついて餓死した者もあったと「富岡町志」は伝えている。藩では人を諸方に遣して見分の上、三か年間年貢の七割を赦免した(三好郡志)。この惨害に鑑みて、郡代は命令を出し、平生から銀札を積立てるようにした(富岡町志)。また川内村史には、天保七年五月十三日大出水(洪水の項参照)夏に入り

て日々雷鳴、雨降り通してカタピラを着たる日は夏中一日も無之とあり、氣候の移変が惚ばれる。しかも「冬に至り他国米積込御免仰付られ候得共、他国も高値故、酉八年正月申二、三月迄漸高、四、五、六月二百七十目、大飢饉となり貧家の者は飢死する者甚だ多し」とある。

天保十二年(一八四一)十二月四日、三好郡山城谷に百姓一揆が起こり、六百三十余名予州へ越境逃散、それに端を発して十三年正月四日には上郡騒動が起こり、正月十一日には美馬郡重清山村、郡里村に波及し、二月二十三日には根谷山一揆が起こった。その年(一八四二)夏また大旱害諸民が苦しんだ。

嘉永五年(一八三三)大旱数月にわたり、野に緑色なく草木枯死せんとす。郡民困苦し雨乞祭に奔走(名西郡誌)、続いて翌嘉永六年(一八三五)には五月四日より八月に至るまで、九十日間も雨が降らず、阿波郡地方では飲料水にも事欠いて、吉野川から牛車で水を運んだほどであった。

その年の七月十七日には懸屋現われ、人々は不吉を予感して暗い気持を抱いたが、果たして旱天打続き、翌安政元年の大騒動(安政の大地震)となった。

当時阿波の人々の俗謡に「安政と思いの外の大きわぎ、こういうことなら嘉永(年号を交えい)でもよい」というのがあった。(鳴門市撫養町 福井武次郎誌)

文久三年(一八六三)稲毛は大虫喰で大凶年となり、この年より前後七年、虫害を被り、農民困却したことが「坂野村史」に見えている。坂野村史の筆者は、「凶作は大体五十年を周年として襲来し、天和三年後五十年にして享保十七年の大飢饉あり、次いで五十年にして天明二年の凶作あり、その後約五十年を経て天保の大飢饉あり」として凶作五十年週期説をとっている。ともあれ、たびかさなる暴風雨・洪水・旱害・蝗害は農民の生活を困苦せ

しめたが、特に山村では氣候の上から冷害を受けることがあり、傾斜地であるために薄い表土は保水力が悪く、旱魃の被害を受けやすい。加うるに交通不便の時代では他町村からの救恤も思うに任せなかつたから、凶作の被害はわれわれの想像以上であったと考えられる。

名西郡上分上山においては、安永年間・天明七年、天保七年の三つを三大凶作に挙げているが、その中天明では家数百九十三戸、人数六百六十二人が救恤を必要とする人数となっており、天保七年には藩に対して、粃種三十一石一斗五升を拝借したき旨願出で、十六石九斗一升六合を与えられている。

四 災害と藩の対策

〔これ等の災害に対して蜂須賀十二代治昭は、安永・天明の凶荒を乗り切るために、安永四年(一七五五)、今後三年間、藩士の禄十分の六を減じ、すべて質素節約を守るべきことを命じたが、このために、十石以下の「無足」と呼ばれる下級武士の中には生活に困って、内職を勤めてようやく生計を維持する者も出るようになった。また、天明三年(一七六三)冬には諸郡の困窮者二万三百八十余人に貸し出しを行なったが、翌天明四年、同五年、六年と凶作が続いたので、農民・武士、ひいては藩庫財政にも危機を来たし、宝暦六年(一七五〇)には「織部騒動」と呼ばれる仁宇谷の一揆が起こり、文政二年(一八二〇)にも仁宇谷五十八か村の農民が蜂起、過重な年貢を命じてその分納を認めないで頭庄屋を弾劾強訴した。

庶民はいずれも災害に困窮したので、藩は豪農豪商に冥加金をもって身居・苗字帯刀・夫役御免等を売り、財政の窮乏を一時的に救おうとしたが、農民の大多数は生活の苦しさ、漸次没落の運命をたどり、田畠を手放して名子・下人となる者も多くなり、棟付帳にも「買人」の語がみえ、人身売買が行なわれたように見える年季奉

公の証文が県下各地に残存している。

(五) 地震・津浪

慶長九年(二六四) 十二月十六日未明大地震、西の上刻月の出の頃より大津浪入り来たり土佐および阿波にて溺死する者多し。海部郡穴喰町では大海三度鳴って海上凄まじく、逆浪頻りに起こりその高さ十丈、来ること七度百余人浪に打たれて海に沈む。(阿波志・鞆浦大岩供養碑・穴喰浦旧記)

宝永二年(二七〇) 那賀郡大地震津浪。(那賀郡教育史)

宝永四年(二七五) 十月十四日、紀州沖大地震。地大に震い、五畿七道におよび有史以来最大の規模とされた。大潮入り来たりて浪溢れ、沿海の盛舎漂流し人畜多く溺死、甚甚五兵衛に命じて士民を救恤す。穴喰浦では溺死者十一人、浦中の漁船・漁具・家屋・土蔵までも流失した。徳島城下でも地裂け人家倒れ、土族屋敷二百三十戸、民家四百余戸が倒壊、(年表秘録・阿波志・渭水聞見録・穴喰浦旧記・鞆浦大岩碑文。牟岐町八幡神社の掛板に宝永地震の記あり)この節大内治右衛門牟岐浦へ罷越、御用相勤居候処、津波一統人馬共流死の者多候処、一人山へ立退御役所並御用物津波に引かれ候の時可罷帰御案内も不致随意に御用先より罷帰り候段不届に付永の御暇。(牟岐町公民館所蔵記録)

寛政元年(二六九) 四月十六日、土佐阿波備前邑久郡地強く震るい鳥取また地震強し、広島も震う。名西郡海部郡においては、夜九ツ時大地震あり、当時の井利両方こける。御国中同断、疼多し。田地ごとく割れ、石垣崩れ、みぞごとく崩れ、地震後四月十八日まで住民は山林に逃げ行く。(大日本地震資料、神山町史・三岐田町史・富岡町志・福井村史)

嘉永七年(二五四) 安政元年と改元、十一月四日五日にわたる相模湾一豆相震源地大地震あり。十一月四日朝辰の下刻(午前九時頃)大地震あり。五日夜明けまで五、六度ゆれ人々林藪に逃げる。日を累ねて七日七夜続いたと伝えるが、五日午前三時頃、大地震となり、続いて午後八時頃にも大震があり、十四日午前一時に大震、午後十時頃にも別段に強い地震があり潰家が多かった。加うるに十四日は大雨、十六日は午前五時頃より大雪が降って惨害を大きくし、さらに沿岸地方では大津浪の襲来となった。続いて十二月三十日午前五時にも大地震があった。封内人家倒壊三千余海部方面海嘯人畜の死傷甚だしく、老公(蜂須賀齊昌)一万両をもって封内を賑恤する。

文 六 寺 旧 記

嘉永七甲寅十一月初四日巳上刻、俄地震与尋常不同、凡震動三四刻余(中略)午時五時夕陽至申中刻、俄大地震雷動半時余、地裂家倒、轟々山鳴谷響、其音如崩凡可一時、或疑大地震而為海嘯、天地之變災不知其如何、實是喪胆亡魂、又云津浪来、各人趨山上去、在當地者當村及近郷之者、携家財牽牛馬、登当山秋葉神前、各祈無難、午時御城山早鐘頻鳴、無程火烟上虚空、(中略)次小松島浦出火、諸人怖津浪、更一人而無居宅者、捨家財趨山野、妻子離散而逃、実如逃虎口、夫豈有誰防護者哉、故火勢縱橫、燃浦中一時燒失、但神田井橋筋与祇園社八幡宮並地藏寺而已、燒淨免災害、其余悉為灰燼矣、

總而從之、城下北郷者倒廢多兩方少、当山亦少廢損、此夜震動凡二三十度、就中亥下刻震動殊甚矣、從是數日震動晨昏時々、然次第為微動、國中無居家者、總板橋小屋居住凡可半月矣、同月十六日大雪、其房可三四寸者降、見者稱稀有也矣、蓋聞霜月四日巳刻地震者、遠州・豆州・駿州等五國大地震而、荒廢亦多云、又於當地者、五日申中刻大地震、就中土州・阿州荒廢甚多矣

「牟岐町震災史抄」によると、十一月四日の地震は、五日のものよりやや小さかったらしく、満徳寺の記録によつて、「大地震、樹木枝を鳴らし、井水濁り、水瓶に汲置しところの水、庭へことごとくこぼれ、海には汐く

第三章 産業 経済

るいたる由」の程度で、津浪も単に、海水が一丈余り増減あった程度で大した被害もなかったが、翌五日の地震は四日のそれに倍したもので、これに伴なった津浪もすこぶる大規模で、一部落全滅の所もあった。

家屋流失状況(牟岐)
当時の家数
流失家屋数

西牟岐浦	一七五	全戸流失
東牟岐浦	三五七	三五四
中村	一二九	三六
川長	四〇	三六
灘	六六	二九
内妻	三六	一三

その他潰家・浸水多く八〇三戸の中、わずかに、六七戸のみが無難であった。津浪の高さ三丈余、山々の麓へさし込んだ汐先は五、六丈にもみえたという。

海部郡穴喰浦では、家数三百五十戸の内、六分通りは流失、浅川では二百三十戸流失、その他日和佐大破、西由岐大破、木岐浦残らず流失と伝えている。

勝浦郡では、五日の大津浪に、田野・旗山・金磯新田・和田津新田で大破損があり、田野旗山まで海嘯が打ちかけ、那賀川河口の中島港は大破、富岡町辰巳新田では幅二尺の地割ができて水を噴き出した所もあり、堤防が崩壊して黒津地の南新田が一面の海となった。この時那賀郡今津村江野島大手海岸の松原が防潮林の役目を立派に果たして被害を少なくしたのは世人の認めるところとなった。次に、徳島市沖の洲の高洲はこの時の津浪によって生じた土地であるといひ、お亀磯はこの時全く水没して、干潮の時わずかに頭部を現わずにすぎ

なくなつた。吉野川北では板野郡下板地方だけで、二百余戸が全半壊し、松茂村長原浦では五十戸の津浪破損があり、同

中喜来の三木与吉郎光治は、安政三年中喜来春日神社境内に教諭碑(題額天地四寸八分、左右一尺二寸七分、文字面天地三尺一寸七分左右一尺九寸一分)を建てて、この地震を石に刻み、無事であったことを感謝している。

出羽島地震碑(牟岐町出羽島観音寺)

左之通大汐之砌

御上ヨリ一人前米六升宛被下置候

嘉永七寅年十一月四日朝五ツ時大地震一時計二而潮狂と有之高下共二丈余、全五日屋七ツ時地震、半時計二而大潮来ル其高右同断、出羽之島へ前日ヨリ山ヨリ致候事故怪我人無之相済候是レ神仏之御守有ルニ依而也後々ニ至ル迄信心忘ル事不可有也(文字磨滅のため昭和三年十二月再建・但し原碑は存置)

鳴門市では、岡崎・立岩・林崎にも津浪が押し寄せ、中でも岡崎は三割の家が潰れ、二割が流失、したがって、塩浜は全滅、山西庄五郎の船を始め諸船ごとごとく大破損と伝えている。

地震海嘯のほかに火災が起つた。徳島城下では、内町から火を出し、稲田九郎兵衛、加島出雲両邸全焼、町家も類焼、町の大半約一千戸(通り町一、二、三丁目残らず焼失、中通町、紀国街、堺裏、八百屋町、寺島町、内町、助任ごとごとく焼失、新シ町一、二、三丁目中ほどまで焼失、横町は残る)焼失し、死亡者二百人、頗る惨状を呈した。

三好郡地方でも、辻と井ノ内との境、小松谷の「米の尾峠」に裂け目を生じ水を噴き出しはじめ、国見山は嶺およそ十町ばかり裂けた。井内谷村史によると、五日の四時から五時には大ゆれに搖れ出し、その夜九時頃

第三章 産業 経 済

には前代未聞の大地震となった。人々は戸外に走り出で、注意深い人は、火の片づけをする者もあり、それは二三分で止ったが、夜分になって前代未聞の大地震となり、家は揺らぎ、寺の鐘は撞木に突きあたって自然に鳴り出し、小便溜りは庭に溢れ、お神酒徳利は神棚より落ち、山を負うた家は、崩れ落ちる石で家が潰れて、怪我人を出し、家畜の死んだものも多かった。住民は竹藪の中、岩原の上に小屋を設け等して難を避け、人々は生きた心地はなく、ただ、ひたすらに泣きながら神仏に祈願をかけて光明真言を唱えたという。かくて安政の大地震で、草根木皮を食い尽くし米が買えないために金を抱いたまゝ、死んだ人も多かったという。藩主齊昌は内帑金一万両を出して、災変に逢うて難儀の者に賑恤したが、(蜂須賀家記)、国中に命令して商人の暴利を貪るを禁じ、犯す者は厳罰に処する旨、村役人に嚴重な監視を命じた。

嘉永七年は、十一月十七日をもって安政元年と改元されたが、大地震のため全国的に人々が困窮したのでその世直しのためであるという。

六 火 災

慶安元年(一六四〇) 十一月十四日徳島安宅沖洲火災、類焼により八軒長屋焼け、御召船六艘焼失。(名東郡史)

万治二年(一六五九) 二月十一日、太龍寺黒地蔵太子堂焼失。

寛文三年(一六六三) 一月廿八日那賀郡橋浦焼失。

寛文四年(一六六四) 二月三日鞆浦火災、二百五十九戸焼失。

寛文七年(一六六七) 七月廿七日夜、徳島市内町出火、翌日に至って消えた。この火は紀伊国銜米屋喜三右衛門家に発し、内町ごとごとく焼亡、家老稲田・賀島の邸も焼けた。(阿波志・阿淡年表秘録・渭水閩見録)

延宝三年(一六七五) 三月二日、徳島内町出火、新街(今の中通町と堀裏との間)に発し、魚町に至るおよそ百五十四戸焼失。(阿波志・渭水閩見録)

貞享二年(一六八五) 三月十六日、市内新町大火、免許町より火を発し、西風の勢熾に淡路町に至りて止む。四百六十七戸焼失、この時稲田頼母・林帯刀、過有って、貞享三年禄を奪われた。(阿波志、閩見録)

元禄元年(一六八六) 正月十六日、徳島新街より出火、大工町・西船場ごとごとく焼け翌朝鎮火、焼失およそ二百六十一軒。(阿波志)

元禄十一年正月十一日(一六九二) 富岡町東新町より出火、町分皆残りなく焼け尽す。(富岡町史・文珠院記録)

正徳六年(享保元年一七二〇) 四月八日海部郡浅川浦大火、漁家商家二百余戸を焼き浦中焦土となる。(池内氏系図書・海部郡誌)

享保六年(一七三二) 七月朔日、城中花島別業火災、西郭北隅の守舎におよぶ。万二郎君(綱矩の第五子左京)佐賀姫(綱矩の二女、正徳五年生)火を持明院に避け、遂に福島の会所に寓す。(渭水閩見録)

享保七年(一七三三) 十二月廿四日、徳島大倉所(会所)出火、執政参議所ごとごとく焼亡し、ただ、外門を余すのみ(阿波志・閩見録)、ただし年表秘録には十二月七日と記す。

享保九年(一七三四) 四月十六日、雨天なるに、寅刻すぎより内町三丁目浜屋弥三右衛門より出火して左右を焼き片側一丁焼失。

享保十年(一七三五) 二月十七日亥刻通町小横町中ほどより出火左右へ延焼、東の方は菅軒残り、西の方は壺屋家に止まる。裏谷源太左衛門類焼、丑刻鎮火。

十二月十日、海部郡日和射焼く、ひいて海浜におよぶ。(阿波志)

第四節 農 業

第三章 産 業 経 済

享保十二年(七三三) 十月七日夜、内町出火、新シ街より魚町に至る間ごとく焼亡、賀嶋政之の求により魚町

東側の焼跡(現在の徳島市庁舎西側)を賜うた。(阿波志・聞見録)

〃 十二月十八日夜、福島会所火災により焼失。(年表秘録)

享保十四年(七三五) 二月十四日、海部郡木岐浦の民家若干火災あり。(渭水聞見録)

―笠井鑑水訳阿波誌には四日になっている。

寛保二年(七四二) 二月八日海部郡鞆浦火災、二九八軒焼失。(寺二・神社一を合)

寛延元年(七四八) 十一月廿三日那賀郡中島浦火災、百八十四戸焼亡。

寛延二年(七五四) 八月十四日海部郡西由岐浦火災、百三十九戸焼失。

宝曆二年(七五三) 十一月四日美馬郡脇町火災、百九十戸と寺一焼失。(年表秘録)

宝曆十三年(七六三) 九月一日鞆浦火災、二百三十三戸と神社一焼失。(年表秘録)

〃 十二月廿日日和佐浦火災、三百八十九戸および神社二焼亡。(年表秘録)

明和元年(七五八) 十一月十九日辰刻海部郡火事、巳刻鎮火、百十六戸焼失。(年表秘録)

明和二年(七六四) 二月十七日脇町北町中町火事、およそ百五十軒焼失。(脇町誌)

安永七年(七七〇) 三月四日浅川浦火災、百五十軒焼失。(海部郡誌)

天明元年(七八六) 一月七日曉、徳島紙屋町より出火、稲田邸賀島邸類焼、この内町大火が飛火して富田浦中園焼

失。(年表秘録)

〃 四月九日丑刻海部郡牟岐浦東浦民屋より出火家数二百七十三戸を焼き翌十日巳刻鎮火。(年表秘録)

天明三年(七八三) 十二月十四日昼の四ツ時より富岡町西の口より出火、風甚だ強く、火八方に散り拡がり三百八

第三章 産 業 経 済

二戸土蔵二十四か所、但御届千三百九十八軒町屋、内十三戸取崩し、六十七戸納家、二十四ヶ所土蔵消亡。
(年表秘録)

文政八年(一八二五) 三月二十日那賀郡椿泊浦火災、百十七戸焼失、藩主より森甚五兵衛をして見舞品を贈る。
(年表秘録)

文政十二年(一八二九) 十二月三十日脇町北町中町大火事、百二十九軒罹災。(納屋土蔵は別) (脇町誌)

天保三年(一八三二) 十月七日海部郡浅川浦加子人弥之八の居宅より出火、七十五戸焼失。
(海部郡誌、池内氏系図書)

天保五年(一八三四) 二月二十一日、海部郡木岐浦火災、百五十八戸焼亡。(年表秘録)

天保六年(一八三五) 十二月五日脇町本町火災、二十九軒焼失。(脇町誌)

天保十年(一八三九) 四月六日海部郡奥河内村・日和佐浦焼け三百二十戸罹災。(年表秘録)

〃 十一月六日和佐浦大火事、六百戸焼失。(阿陽市街実記)

天保十三年(一八四二) 十一月三日名西郡中島浦火事、十八戸焼亡。(阿陽市街実記)

天保十五年(一八四四) 西新町・葛籠屋町・浜焼ける。(名西郡元木文書)

弘化四年(一八四七) 一月十一日三好郡辻町火事、猛烈なる西風に煽られ、延焼九十戸。(三好郡志)

嘉永元年(一八四〇) 九月十二日夜、浅川浦加子人嘉右衛門方より出火、三十八戸、納屋十八戸、計五十八戸焼失。
(海部郡誌)

嘉永二年(一八四一) 九月二十五日三好郡中庄村長善寺大火、寺宝一切焼失。

安政元年(嘉永七年一八四六) 十一月四日五日徳島市街大火、稲田九郎兵衛、加島出雲西屋敷全焼、家中・町家は

類焼して一軒も残る家とて無事なものはない(勝浦郡誌)、当時阿波の南方は海嘯で、大荒れに荒れ、由岐・撫養・小松島等も大被害を受けた。

安政三年(一八五〇) 一月十八日名西郡阿川村神の木に火災あり、十九戸焼失。(名西郡神山町佐々木文書)